

○寒川町特別職報酬等審議会条例

昭和40年2月1日条例第1号

改正

昭和43年12月13日条例第16号

昭和46年2月18日条例第1号

昭和62年3月25日条例第1号

昭和63年9月29日条例第19号

平成元年3月31日条例第14号

平成19年3月27日条例第1号

平成20年9月29日条例第17号

平成27年3月23日条例第6号

令和2年12月15日条例第20号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、寒川町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額又は町長、副町長若しくは教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は、寒川町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年12月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則 (昭和46年2月18日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年9月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日条例第14号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定、第5条の規定（第2条の改正規定中「聞く」を「聴く」に改める部分に限る。）及び第6条の規定（題名の改正規定に限る。） 公布の日

(経過措置)

3 地方自治法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる収入役の任期中に限り、第2条の規定による改正前の寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条、第3条の規定による改正前の寒川町職員定数条例第2条、第5条の規定による改正前の寒川町特別職報酬等審議会条例第2条並びに第6条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第2条の規定による改正前の寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条、第3条の規定による改正前の寒川町職員定数条例第2条、第5条の規定による改正前の寒川町特別職報酬等審議会条例第2条並びに第6条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別

表第1の規定中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附 則（平成20年9月29日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合においては、この条例による改正後の寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和2年12月15日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 令和8年度 寒川町特別職報酬等審議会委員一覧

(任期：令和8年8月31日～令和10年8月30日)

| 職名 | 氏名    | 備考                    |
|----|-------|-----------------------|
| 委員 | 梅村 仁  | 高崎商科大学 商学部 経営学科 教授    |
| 委員 | 米山 明夫 | 寒川町自治会長連絡協議会          |
| 委員 | 山元 博文 | 日産工機労働組合              |
| 委員 | 市村 直人 | J X金属労働組合倉見支部         |
| 委員 | 帆刈 智  | 湘南信用金庫 寒川支店長          |
| 委員 | 宮田 英治 | 平塚信用金庫 寒川支店長          |
| 委員 | 関根 姿子 | さがみ農協寒川地区運営協議会 役員     |
| 委員 | 菊地 幸治 | 有限会社ビッグ 代表（不動産業・行政書士） |
| 委員 | 山田 仁子 | 株式会社 菱和園 代表取締役        |
| 委員 | 村田 洋介 | 公募委員（株式会社ムラタ 代表取締役）   |